**〔契約書①－Ａ〕**

**選挙運動用自動車運送契約書**

収　入

印　紙

参議院大阪府選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約する。

１　乙は、乙の所有する次の自動車を用いて、甲の選挙運動のための自動車の運送を行うものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 自動車の種類 |  | 自動車登録番号又は車両番号 |  |

２　使用期間　　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

３　契約金額　　　　金　　　　　　　　　 　　 円

〔内訳 　金　　　　 　　　円（消費税及び地方消費税を含む）×　　　 日間〕

４　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の４第２項の規定に基づき大阪府に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。  
　なお、大阪府に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。  
　ただし、甲が公職選挙法第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収されることとなった場合は、乙は大阪府に支払の請求ができない。

令和　　年　　月　　日

甲　　　　住　　　　　　　　　所

氏　　　　　　　　　名

乙　　　　住所（所　　 在 　　地）

氏名（名称及び代表者名）